

令和3年5月

各業界団体等の皆様

国税庁酒税課
厚生労働省労働基準局労働条件政策課
農林水産省食料産業局食品流通課
農林水産省食料産業局食品製造課
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室
国土交通省総合政策局物流政策課
国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室
国土交通省自動車局貨物課

**「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けた
ガイドライン 加工食品、飲料・酒物流編」の周知のお願い**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、トラック運送業においては、ドライバーの長時間労働及びそれを一因とするドライバー不足が大きな課題となっており、これまで、30分以上の荷待ち時間が生じた件数が多い品目（加工食品、建設資材、紙・パルプ）についてサプライチェーンごとの懇談会を立ち上げ、課題整理や改善策について検討を行い、その結果を踏まえ、令和2年5月に各品目のガイドラインを策定しました。

令和2年度は、引き続き荷待ち時間の発生件数が多かった飲料・酒物流について、トラック運送事業者、発着荷主等の関係者が連携した飲料・酒合同会議を設置し、実証実験などを通してサプライチェーン全体での検討を実施してきました。

今般、飲料・酒合同会議において、実施した実証実験で得られた結果などを中心に、加工食品懇談会において策定した上記ガイドラインを、「加工食品物流編」から「加工食品、飲料・酒物流編」へ改訂しました。

つきましては、本ガイドラインを通して、幅広い関係者の皆様加工食品、飲料・酒物流特有の課題について意識共有を図り、サプライチェーン全体での物流改善に向けて取り組んでいただけるよう、傘下事業者等の関係者へのご周知にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

<ガイドライン及び懇談会の掲載HP>

- ・ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000106.html

<ガイドライン報道発表>

- ・ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html

敬具

【本件に関するお問い合わせ】

国土交通省自動車局貨物課 池澤、上中

電話：03-5253-8111(内線 41313) FAX：03-5253-1637